

大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する
条例のあらまし

- 1 当企業団が岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行います。
- 2 令和7年10月1日に改定する富田林水道事業の料金を定めます。
- 3 給水装置工事の設計審査等に係る手数料を統一するため、緩和措置期間を設け、段階的に改定します。
- 4 この条例は、令和7年4月1日、同年10月1日、令和8年10月1日、令和9年10月1日及び令和10年10月1日から施行します。